

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和8年3月25日

2. 認定事業適応事業者の名称

有価物回収協業組合石坂グループ

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

近年、SDGs やカーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーの進展により、廃棄物処理分野には、環境負荷低減と資源循環の高度化を同時に実現する社会インフラとしての役割が求められている。また、自然災害の頻発を背景に、災害廃棄物の迅速かつ安全な処理体制の重要性も高まっている。

当組合は、熊本市を中心とした広域処理体制の中核として、長年にわたり自治体や大規模事業者からの安定的な受入を担い、適正かつ高品質な中間処理を継続してきた。一方で、資源循環に対する社会的要請の高度化や、半導体関連産業の集積に伴う高品質・高管理水準の処理ニーズの拡大により、処理能力および運用体制の更なる高度化が求められている。

このため、本事業では本社工場隣接地に第二工場を整備し、本社工場と一体的に運用することで、省力化・大規模処理を可能とする再資源化機能を強化する。これにより、受入体制の拡充と資源循環の高度化を図るとともに、処理量当たりのCO₂排出量を低減し、基準年度比で目標年度に炭素生産性を20.7%向上させることを目標とする。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025年度より事業適応を開始し、飲料容器、廃プラスチック、建築廃材の各分野において、処理工程の高度化と効率化を進め、高品質な再資源化と安定的な処理を両立させる体制を構築する。これにより、目標年度である2027年度までに炭素生産性を20.6%向上させることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）
中分類 88 産業廃棄物処理業

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度は、第二工場の建設に着手し、既存工場の処理実績を踏まえて処理能力・運用条件を設計するとともに、AI選別に係る立上げ体制を整備する。

計画2年目では、2027年3月に第二工場を竣工し、同月中に設備を導入、4月から稼働を開始する。第二工場では、①飲料用品再資源化ライン、②廃プラスチック再資源化ライン、③建築廃材再資源化処理ラインを立ち上げ、検証およびオペレーション習熟を通じて安定的な品質基準を確立する。なお、決算期の関係により稼働期間は約2か月となり、炭素生産性の向上率は3.8%にとどまる見込みであるが、導入予定設備が段階的に整備され、翌年度以降の本格稼働に向けた基盤が整う重要な年度と位置付けている。

目標年度では、第二工場を通年稼働させ、各ラインの稼働率（フル稼働=100%）を飲料67%、廃プラ33%、建築50%まで引き上げる。処理量を安定拡大し、高精度選別により高品質再生原料の比率を高め、水平リサイクル適合等の高付加価値出荷を増やす。

目標年度には、各ラインの炭素産性は①飲料1.93%、②廃プラ7.17%、③建築12.4%向上し、組合全体では基準年度比で20.7%向上することを目指す。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2026年4月

終了時期 2028年5月